

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年2月7日（平成29年（行個）諮問第23号）

答申日：平成29年5月19日（平成29年度（行個）答申第31号）

事件名：本人に係る災害補償記録簿の不訂正決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

災害補償記録簿（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定については、審査請求人が訂正すべきとする部分を不訂正としたことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成28年5月12日付け防人給第9468号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると次のとおりである（意見書は省略した。）。

不訂正の理由として、公務災害補償通知書に記載をされている傷病名を正確に転記したものであるとしておりますが補償通知書の傷病名自体が誤りであれば、転記した内容も真正でないこととなります。

先に平成28年4月26日付け防人給第8810号不訂正決定においても異議を述べましたが、補償通知書自体真正なものといえず、それに伴い傷病名も疑わしいものであります。

また、筆跡を見てみますと、先に開示された文書と類似しており、記録簿自体第三者が書き換えたのではないかとの疑いがあるものです。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件訂正請求は、平成28年2月18日付け防人給第2555号により開示した文書のうち本件文書について傷病名外傷性椎間板症を腰椎々間板ヘルニアと訂正するよう及び平均賃金額を書き入れるよう求めるものであり、本件訂正請求に該当する箇所について確認した結果、本件訂正請求に理由があると認められなかったことから、法30条2項の規定に基づき、

平成28年5月12日付け防人給第9468号により不訂正決定（原処分）を行ったところ、原処分に対して審査請求がされたものである。

## 2 不訂正とした理由について

「災害補償記録簿中の傷病名外傷性椎間板症を腰椎々間板ヘルニアと訂正せよ。」との訂正請求について、本件文書に記載されている傷病名は、審査請求人が民間病院において受診し、同病院が作成した診断書に記載されている傷病名を転記したものであり、また同診断書は民間病院が発行した文書であることから防衛省においてこれを訂正することはできず、当該訂正請求に理由があるとは認められないため、不訂正としたものである。

## 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「不訂正の理由として、公務災害補償通知書に記載をされている傷病名を正確に転記したものであるとしておりますが、補償通知書の傷病名自体が誤りであれば、転記した内容も真正ではない事となります。」、「補償通知書自体真正なものといえずそれに伴い傷病名も疑わしいものであります」などとして原処分の取消しを求めるが、上記2のとおり本件訂正請求に理由があると認められなかったことから、原処分を行ったものであり、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ① 平成29年2月7日 | 諮問の受理         |
| ② 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年3月14日   | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年4月27日   | 審議            |
| ⑤ 同年5月17日   | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件訂正請求等について

本件訂正請求は、本件文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）につき、「傷病名外傷性椎間板症を腰椎々間板ヘルニアと訂正せよ。」、「平均賃金額を書き入れよ。」としてその一部の訂正を求めるものであり、処分庁は、法29条の当該訂正請求に理由があると認めるときに該当しないとして、不訂正とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して諮問庁は、上記第3のとおり、本件文書に記録された傷病名に対する訂正請求に理由があるとは認められないため不訂正とした原処分を妥当としている。この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求の理由としては傷病名に関する主張しかなかったため、審査請求は傷病名のみに係る不訂正決定についての取消しを

求めるものであると解したとのことであった。

以上を踏まえ、以下、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

## 2 訂正請求対象情報該当性について

### (1) 訂正請求の対象情報について

ア 訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定されている。

イ また、訂正請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）につき、②どのような根拠に基づき当該部分が事実でないと判断し、③その結果、どのように訂正すべきと考えているのか等について、請求を受けた行政機関の長が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、行政機関の長に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。そして、請求を受けた行政機関の長が、当該訂正請求に理由があると認めるときは、法29条に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならず、一方、訂正請求者から明確かつ具体的な主張及び根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても訂正請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになる。

### (2) 訂正請求対象情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報は、法に基づく保有個人情報開示請求により処分庁から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報であることから、法27条1項1号に該当する。

イ 次に、法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当するか否かを検討する。

審査請求人は、本件訂正請求において、本件文書に記録された「傷病名」について、「腰椎椎間板ヘルニア」と訂正するよう求めている。

当審査会において確認したところ、本件文書の「傷病名」欄には「外傷性椎間板症」と記録されており、本件訂正請求は当該記録の訂正を求めるものと解されるところ、当該記録は、法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

## 3 訂正の要否について

審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1））において、処分庁が本件文書の「傷病名」欄の「外傷性椎間板症」という記録の根拠としている公務災害補償通知書は真正なものといえないことから、本件文書の「傷

病名」欄の記録も疑わしいものである旨主張するが、本件文書に記録された傷病名が誤りであると認めるに足る根拠を示していない。

一方、諮問庁は、上記第3の2のとおり、本件文書に記録された傷病名は、審査請求人が受診した民間病院において作成された診断書（以下「診断書」という。）に記載されている傷病名を転記した旨説明するので、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、診断書は、審査請求人に係る公務災害の発生を報告した文書の添付資料であり、本件文書の「傷病名」欄に記録された傷病名及び公務災害補償通知書に記載されている傷病名は、いずれも診断書に記載されている傷病名を転記したものであるとのことであった。

当審査会において、諮問庁から診断書の提示を受けて確認したところ、これには「外傷性椎間板症」との記載があることが認められた。そうすると、上記2（2）イの本件文書の「傷病名」欄に記載されている「外傷性椎間板症」は、診断書に記載されている傷病名を転記したものであるという諮問庁の上記第3の2の説明を疑うべき特段の事情はなく、同診断書の記載が誤りであると認めるに足る資料はない。

以上によれば、本件訂正請求は、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められない。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、審査請求人が訂正すべきとする部分は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

（第4部会）

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子